

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年1月16日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区新庁舎等デジタルサイネージシステム構築等業務委託

(2) 目的

世田谷区新庁舎等において、デジタルサイネージシステムを導入のうえ、行政情報や催事情報等のコンテンツを来庁者に分かりやすく提供することで、区の情報発信力を高めるとともに、来庁者の利便性を向上させることを目的とする。

(3) 業務内容

- ①デジタルサイネージシステム構築
- ②管理用PC設置
- ③ディスプレイとの接続

(4) 履行期間

令和5年4月上旬から令和6年3月22日（金）まで

※システム稼働開始は令和5年10月13日（金）まで

(5) 提案限度価格（消費税及び地方消費税を含む）

6,000,000円

※本業務委託は世田谷区議会により令和5年度予算が議決されることを前提に行うものであり、同予算が議決されなかった場合は成立しないものとする。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合は、契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出日を基準日として、次の（1）から（6）までの要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現に受けていないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有する者であること。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て、又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 国税、都道府県民税、市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 過去10年（平成24年12月1日から参加表明書提出日まで）の間に業務が完了した同種業務について、3件以上の受託実績を有すること。

※同種業務：デジタルサイネージシステムを独自で構築または既存のデジタルサイネージシステムを提供し、ディスプレイを屋内及び屋外に設置した一連の業務。

3 審査の進め方

契約候補者の選定は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

ただし、審査委員会で審査をした結果、一定の基準に満たない参加者については、受託候補者とはしないものとする。

(1) 審査方法

①参加表明書及び実績評価（書類審査）

②提案評価（ヒアリング審査）

③評価基準等

・実績評価（参加者実績、配置担当者実績）

・提案評価（業務実施方針、個別テーマに対する提案、コミュニケーション能力、価格）

4 手続等

(1) 事務局（各種書類提出先）

世田谷区 庁舎整備担当部 庁舎管理担当課（所在地等は下記6を参照）

(2) 参加表明書及び実績評価に係る書類等の提出

提出期間：令和5年1月16日（月）から令和5年1月30日（月）まで

※受付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出方法：下記6の事務局へ持参または郵送

(3) 質問の受付、回答

受付期間：令和5年2月2日（木）から令和5年2月10日（金）午後5時まで

提出方法：電子メール

回答方法：電子メール

(4) 提案評価に係る提案書等の提出

提出期間：令和5年2月2日（木）から令和5年3月6日（月）まで

※受付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出方法：下記 6 の事務局へ持参または郵送

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 企画提案書等の作成、ヒアリング等の本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7) 指定した様式、書式、方法によらずに提出された書類は受け付けない。
- (8) 参加表明書及び提案書の提出後において、当該書類の受理後の差替、追加、削除、返却等は一切認めない。また、提出した配置予定担当者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の実績があることを示し、区の了解を得なければならない。
- (9) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、選定に関する情報の公表等、区が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (10) 区は、本業務に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 区は、提案書を事業者選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。ただし、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (12) 契約等について
 - ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、委託内容の詳細及び仕様、提出された見積金額を基本として、契約金額について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
 - ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

6 事務局（各種書類提出先）

世田谷区庁舎整備担当部庁舎管理担当課 担当：宮田、大谷、伊藤^{おおや}

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第一庁舎2階）

TEL：03-5432-2088 / FAX：03-5432-3006

E-mail：SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp